

【論点4】都道府県による捕獲を推進する事業の創設について**1. 現状と課題**

平成11年に特定鳥獣保護管理計画制度が創設されて以降、特定鳥獣については保護管理が進んでいるが、特定計画を促進するための制度面の措置は、狩猟規制の緩和による捕獲促進が主であり、保護管理全般を支える仕組みとなっていない（論点1より）。

保護管理の中でも、制度的な制約のある捕獲について、積極的に推進できるような仕組みが必要である。

2. 検討の方向

全国的に特に重点的な管理が必要な種として国が指定した種について、都道府県が、指定鳥獣管理捕獲事業（仮称）を行うことができることとし、一定の条件下で当該事業における捕獲等に係る規制緩和を検討する。

3. 指定鳥獣管理捕獲事業（仮称）のイメージ**（1）対象鳥獣**

積極的な個体数調整が必要であるとして、国が定めた鳥獣（現時点ではシカを想定）

（2）実施者

原則として都道府県

※ 対象とする鳥獣によっては、国が実施することもあり得る。

（3）制度改正（規制緩和等）の内容

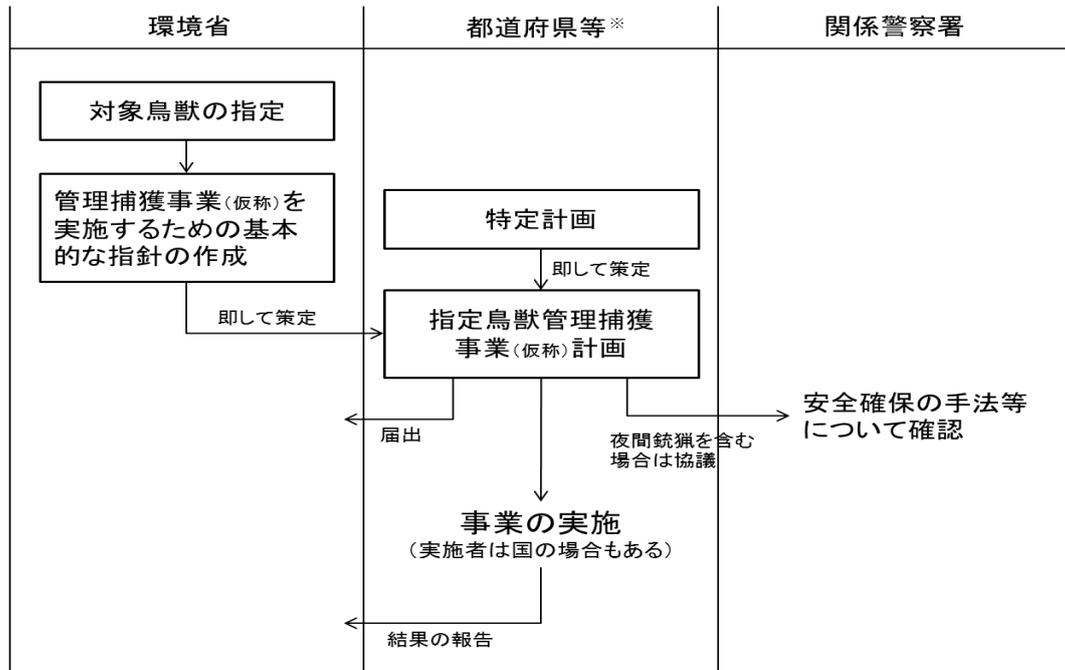
- ① 指定鳥獣管理捕獲事業（仮称）として実施する捕獲については、捕獲許可を不要とすることを検討。
- ② 鳥獣の捕獲等を専門に行う事業者（論点3参照）が実施する場合にのみ、夜間銃猟を可能とすることを検討。
- ③ 捕獲した鳥獣の放置の禁止を一定の条件下で緩和することを検討。
- ④ 鉛弾使用を禁止することを検討（③と連動）。

（4）事業の仕組み

環境省は、対象鳥獣について指定鳥獣管理捕獲事業（仮称）を実施するための基本的な指針を作成（鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に含めることも検討）。

指定鳥獣管理捕獲事業（仮称）を実施する者（原則として都道府県）は、それぞれの都道府県の特定計画に即して、また、夜間銃猟を含む場合は関係警察署等と協議の上、事業計画を作成する。

都道府県は、指定鳥獣管理捕獲事業（仮称）の実施及び結果について環境省に届出又は報告を行う。



(5) 予算支援

仕組みを作ったとしても、予算的な支援がなければ大部分の都道府県は実施困難と思われる。予算的な支援措置を検討する必要がある。